

改正 平成21年4月1日

（目的）

第1条 この要綱は、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号。以下「規則」という。）に基づき、交通道德の高揚を図り交通事故を未然に防止し、市民の交通安全を推進する事業に対する補助金の交付について、必要な事項を定めることにより、補助金の交付の適正化を図ることを目的とする。

（補助対象団体）

第2条 補助金の交付の対象とする団体は、八王子交通安全協会、高尾交通安全協会及び南大沢交通安全協会（以下「補助団体」という。）とする。

（補助事業）

第3条 補助金の対象は、交通安全対策に必要な次の経費とする。

- （1） 交通道德の高揚を図り交通安全を推進し、交通事故を未然に防止するのに必要な経費
- （2） 交通指導員の制服及び制服着用時の装着品にかかる経費。ただし、これに呼応する収入がある場合は、当該経費から収入額を減じた額とする。
- （3） 補助団体において運行管理されている車両の維持費等宣伝活動にかかる経費
- （4） その他交通安全のために必要であると特に市長が認めた経費

（補助金交付額）

第4条 補助金の交付の額は、前条各号に掲げる経費のうち必要な額とし、予算の範囲内で決定する。

（事業年度）

第5条 補助事業の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

（交付申請）

第6条 補助団体は、八王子市交通安全対策事業補助金交付申請書（第1号様式（様式略））。以下「申請」という。）に、次に掲げる書類を添えて、所定の期日までに市長に提出するものとする。

- （1） 事業計画書
- （2） 予算書
- （3） 収支計画書
- （4） 前3号のほかその他市長が必要とする書類

（交付決定及び通知）

第7条 市長は、前条の申請を受けたときは、当該申請に係る書類等を審査し、必要に応じて実態調査等を行い、その結果、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をし、補助団体に八王子市交通安全対策事業補助金交付決定通知書（第2号様式（様式略））により通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 市長は前条の規定による交付の決定に際し、次に掲げる条件を付することができる。

- （1） 支払い回数
- （2） 支払い時期
- （3） 支払い額
- （4） 前3号のほかその他市長が必要と認める事項

（事業計画の変更）

第9条 補助団体は、補助金の交付の申請後又は決定後に事業計画書又は予算書の内容を変更しようとするときは、速やかに市長にその旨を申請し、市長の承認を得なければならない。ただし、軽易な変更については、この限りでない。

（実績報告）

第10条 補助団体は、補助事業が完了したときは、八王子市交通安全対策事業補助金実績報告書（第3号様式（様式略））。以下「実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添え、1月以内に報告しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、報告期限を1月間に限って延期す

ることができる。

- (1) 事業報告書
- (2) 決算書又は収支精算書
- (3) 前2号のほか、その他市長が必要とする書類  
(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、実績報告書を審査し必要に応じて実態調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及び通知に付した条件に適合するものであると認めるときは、補助金の額を確定し、補助団体に八王子市交通安全対策事業補助金確定通知書（第4号様式（様式略））により通知するものとする。

(補助団体の責務)

第12条 補助団体は、善良な管理者の注意をもって補助事業を行い、補助金を他の用途へ使用してはならない。

- 2 補助団体は、市長が必要があると認めるときは、補助事業に係る帳簿その他の書類を提示し、その内容の報告又は調査に応じなければならない。
- 3 補助団体は、市長若しくはその委任を受けた者又は監査委員の監査に応じなければならない。
- 4 補助金の使用にあたっては、帳簿及び関係書類等を整理し、明確にしておくとともに、5年間保存しなければならない。

(その他の事項)

第13条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。